

三 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）

改正案	現行
<p>（参照方式による有価証券届出書） 第十一条の三（略） 2・3（略） 4 法第五条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、有価証券届出書を提出しようとする者が、本邦の証券取引所に上場されている内国投資証券若しくは外国投資証券（以下この項において「上場投資証券」という。）又は証券業協会に店頭売買有価証券（法第二条第八項第七号ハに規定する「店頭売買有価証券」をいう。以下同じ。）として登録されている内国投資証券若しくは外国投資証券（以下この項において「店頭登録投資証券」という。）を発行しており、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 一～五（略）</p> <p>（届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項） 第十五条の二 法第十三条第二項第一号イ(2)（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。</p> <p>一 届出目論見書</p>	<p>（参照方式による有価証券届出書） 第十一条の三（略） 2・3（略） 4 法第五条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、有価証券届出書を提出しようとする者が、本邦の証券取引所に上場されている内国投資証券若しくは外国投資証券（以下この項において「上場投資証券」という。）又は証券業協会に店頭売買有価証券として登録されている内国投資証券若しくは外国投資証券（以下この項において「店頭登録投資証券」という。）を発行しており、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 一～五（略）</p> <p>（届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項） 第十五条の二 法第十三条第二項第一号イ(2)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。</p> <p>一 届出目論見書</p>

イ〜二 (略)

ホ 法第十三条第三項の適用を受ける場合には、内国投資証券にあつては第十二条第一項第六号ハからホまでに掲げる書類に記載された事項、外国投資証券にあつては同項第三号ハからホまでに掲げる書類に記載された事項

二 (略)

2 (略)

(海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等)

第二十一条 (略)

2 特定有価証券に係る法第二十三条の十四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一 次のいずれかの場合に該当すること。

イ (略)

ロ 当該特定有価証券が店頭売買有価証券と同じ性質を有し、かつ、当該特定有価証券の売買が主として行われている国における流通状況が証券取引所に上場されている有価証券に準ずるものである場合（その国の法令等に基づき、当該特定有価証券の内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ハ (略)

二・三 (略)

イ〜二 (略)

ホ 法第十三条第三項の適用を受ける場合には、第十二条第一項第三号ハ及びビニに掲げる書類に記載された事項

二 (略)

2 (略)

(海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等)

第二十一条 (略)

2 特定有価証券に係る法第二十三条の十四第一項に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一 次のいずれかの場合に該当すること。

イ (略)

ロ 当該特定有価証券が法第七十六条に規定する店頭売買有価証券と同じ性質を有し、かつ、当該特定有価証券の売買が主として行われている国における流通状況が証券取引所に上場されている有価証券に準ずるものである場合（その国の法令等に基づき、当該特定有価証券の内容等に関する書類が開示されている場合に限る。）

ハ (略)

二・三 (略)

(公告の方法)

第二十七条の二 開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令(平成十四年内閣府令第四十五号)第一条の規定は法第二十四条の二第二項の規定による公告を電子公告(令第四条の二第一項第一号に規定する電子公告をいう。以下同じ。)により行う者について、同府令第二条の規定は、法第二十四条の二第二項の規定による公告を電子公告の方法により行おうとする者について、それぞれ準用する。この場合において、同府令第一条中「方式で、電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に記載すべきこととされている事項を、入力して行わなければならない。ただし、当該事項のうち押印及び署名については省略できる」とあるのは「方式で行われなければならない」と、同府令第二条中「第一号様式」とあるのは「第二十五号様式」と、「電子開示システム登録届出書」とあるのは「電子公告届出書」と、「電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に」とあるのは「電子公告の対象である有価証券報告書の訂正報告書を」と、「提出しなければならない」とあるのは「提出しなければならない(既に開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第二条第一項の規定による届出を行っている場合を除く。)」と、同条第四項中「電子開示手続又は任意電子開示手続」とあるのは「電子公告」と読み替えるものとする。

(新設)

(電子公告による公告ができない場合の承認等)

第二十七条の三 法第二十四条の二第二項(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する公告をする者が、令第四条の二第三項の規定により金融庁長官の承認を得ようとする場合には、次に掲げる事項を記載した書面を当該公告に係る訂正報告書を提出すべきこととされている財務局長等に提出しなければならない。

- 一 公告をする者の商号又は名称
- 二 公告をする者の本店又は主たる事務所の所在地
- 三 電子公告による公告をすることができない理由
- 四 電子公告に代えて公告する方法

2 令第四条の二第三項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 全国において時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
- 二 金融庁長官が指定する方法

(公告の中断の内容の公告)

第二十七条の四 法第二十四条の二第二項(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する公告をする者が、令第四条の二第四項第三号の規定により公告の中断の内容の公告をする場合には、中断が生じた当該公告に次に掲げる事項を公告するものとする。

- 一 公告の中断の期間
- 二 公告の中断の原因

(新設)

(新設)

11 特定有価証券の円簿等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十一号）

改 正 案	現 行
<p>第四号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(35) (略) (36) 財務ハイライト情報 a (略) b 財務諸表について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和32年大蔵省令第12号）第3条に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。以下この様式において同じ。）が当該財務諸表に添付されている旨及び当該監査証明を行った公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。 (37)～(65) (略)</p>	<p>第四号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(35) (略) (36) 財務ハイライト情報 a (略) b 財務諸表について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和32年大蔵省令第12号）第3条に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。以下この様式において同じ。）が当該財務諸表の箇所に添付されている旨及び当該監査証明を行った公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。 (37)～(65) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第四号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(41) (略) (42) 財務ハイライト情報 a (略) b 財務諸表について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和32年大蔵省令第12号）第3条に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。以下この様式において同じ。）が当該財務諸表に添付されている旨及び当該監査証明を行った公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。 (43)～(73) (略)</p>	<p>第四号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(41) (略) (42) 財務ハイライト情報 a (略) b 財務諸表について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和32年大蔵省令第12号）第3条に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。以下この様式において同じ。）が当該財務諸表の箇所^〇に添付されている旨及び当該監査証明を行った公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。 (43)～(73) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第四号の四様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(44) (略) (45) 財務ハイライト情報 a (略) b 財務諸表について公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は公認会計士若しくは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条に規定する監査報告書をいう。以下この様式において同じ。）又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。以下この様式において同じ。）が当該財務諸表に添付されている旨及び当該監査証明を行った公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。</p> (46)～(83) (略)	<p>第四号の四様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(44) (略) (45) 財務ハイライト情報 a (略) b 財務諸表について公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は公認会計士若しくは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条に規定する監査報告書をいう。以下この様式において同じ。）又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。以下この様式において同じ。）が当該財務諸表の箇所[〓]に添付されている旨及び当該監査証明を行った公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。</p> (46)～(83) (略)

改 正 案	現 行
<p>第六号の二様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(54) (略) (55) 組合等の経理状況</p> <p>a 財務諸表又は中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）第1条に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。）について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和32年大蔵省令第12号）第3条に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。以下この様式において同じ。）は該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。</p> <p>なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項又は第24条の5第1項の規定により提出された届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書又は中間監査報告書によるものとする。</p> <p>b・c (略) (56)～(63) (略)</p>	<p>第六号の二様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(54) (略) (55) 組合等の経理状況</p> <p>a 財務諸表又は中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）第1条に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。）について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和32年大蔵省令第12号）第3条に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。以下この様式において同じ。）は該当する財務諸表又は中間財務諸表の直前に添付すること。</p> <p>なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項、第24条第1項又は第24条の5第1項の規定により提出された届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書又は中間監査報告書によるものとする。</p> <p>b・c (略) (56)～(63) (略)</p>

111 特定有価証券の円登等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第111号）

改 正 案	現 行
<p>【第二十五号様式】</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格 A4）</p> <p style="text-align: right;">届出日：平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">電子公告届出書</p> <p>_____ 財務（支）局長 殿</p> <p>電子開示システムにより電子公告を行いたいので、添付書類（2）とともに電子公告届出書を提出いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 金融庁整備番号(3) 2. 登録届出者の名称(4) 3. 代表者の役職氏名(5) 4. 本店所在地(6) 5. 電話番号(7) 6. 事務連絡者の役職氏名(8) 7. 連絡場所(9) 8. 連絡先電話番号(10) 9. 連絡先FAX番号(11) 10. 連絡先電子メールアドレス(12) 11. その他(13) <p>（記載上の注意）</p> <p>(1) 登録届出者が外国法人である場合には、以下の規定に準じて記載すること。この場合、「5 . 電話番号」の次に「5-2 代理人の氏名又は名称」、「5-3 代理人の署名」（代理人 が法人である場合には、その代表者の署名）、「5-4 代理人の住所又は所在地」及び「5 -5 代理人の電話番号」の項を設け、代理人について記載すること。また、「6. 事務連絡 者の役職氏名」から「10. 連絡先電子メールアドレス」までは、代理人の事務連絡者（当該電 子公告届出者に係る担当者をいう。以下同じ。）について記載する こと。</p> <p>(2) 添付書類 第27条の2第1項において準用する開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する 内閣府令（平成14年内閣府令第45号）第2条第6項各号に掲げる登録届出者の区分に応じ 、当該各号に定める書類を添付すること。</p> <p>(3) 金融庁整備番号 金融庁整備番号（金融庁より付与された提出者番号をいう。）がある場合に記載すること。</p> <p>(4) 登録届出者の名称</p> <ol style="list-style-type: none"> a 登録届出者の名称を記載すること。 b 「2. 登録届出者の名称」の次に「2-2 特定有価証券の種類又は名称」の項を設け、 	<p>（新設）</p>

- 特定有価証券の種類及び名称（銘柄、ファンド名等）を記載すること。
- (5) 代表者の役職氏名
代表者の役職及び氏名を記載するとともに代表者印を押印すること。
 - (6) 本店所在地
本店所在地を郵便番号とともに記載すること。
 - (7) 電話番号
法人の代表番号等（対外的な窓口となる電話番号）を記載すること。
 - (8) 事務連絡者の役職氏名
事務連絡者の役職及び氏名を記載すること。
 - (9) 連絡場所
事務連絡者に係る連絡場所の所在地を記載すること
 - (10) 連絡先電話番号
連絡場所の電話番号を記載すること。
 - (11) 連絡先FAX番号
連絡場所のFAX番号を記載すること。
 - (12) 連絡先電子メールアドレス
事務連絡者又は連絡場所の電子メールアドレスを記載すること。
 - (13) その他
その他記載すべき事項があれば記載すること。